

会議録

令和元年第4回更別村議会定例会

第2日（令和元年12月13日）

◎議事日程（第2日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議案第57号 更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件
- 第 3 議案第58号 更別村鳥獣被害対策実施隊設置条例制定の件
- 第 4 議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第 5 議案第62号 更別村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 6 議案第65号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 7 議案第77号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第6号）の件
- 第 8 議案第78号 令和元年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件
- 第 9 議案第79号 令和元年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件
- 第10 議案第80号 令和元年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件
- 第11 議案第81号 令和元年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件
- 第12 議案第82号 令和元年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件

◎出席議員（8名）

議長 8番	高木修一	副議長 7番	織田忠司
1番	遠藤久雄	2番	上田幸彦
3番	小谷文子	4番	松橋昌和
5番	太田綱基	6番	安村敏博

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	西海健
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	小野寺達弥
総務課長	末田晃啓	企画政策課長	佐藤敬貴

産業課長 本内秀明
建設水道課長 新関保
子育て応援課 宮永博和
教育委員会 川上祐明
教育次長

住民生活課長 佐藤成芳
保健福祉課長 安部昭彦
診療所事務長 酒井智寛
農業委員会 小林浩二
事務局長

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 高橋祐二
書記 加藤廣衛

書記 高瀬大輔

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員は8名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番、小谷さん、4番、松橋さんを指名いたします。

◎日程第2 議案第57号

- 議長 日程第2、議案第57号 更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件を議題といたします。

議案57号について委員長に審査報告を求めます。

松橋総務厚生常任委員長。

- 松橋総務厚生常任委員長 委員長報告を行います。

第4回定例会において総務厚生常任委員会に付託をされました議案について、12月12日、担当課長、課長補佐の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告をいたします。

議案第57号 更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、一般職非常勤職員として規定をされた会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるため、この条例を制定するものです。

慎重に審査をした結果、当委員会は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で審査の報告といたします。

- 議長 これで総務厚生常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第57号について委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は可決であります。

これから議案第57号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 これでは討論を終わります。

お諮りいたします。議案第57号に対する委員長報告は可決であります。

議案第57号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は可決されました。

◎日程第3 議案第58号

○議長 日程第3、議案第58号 更別村鳥獣被害対策実施隊設置条例制定の件を議題といたします。

議案第58号について委員長に審査報告を求めます。

太田産業文教常任委員長。

○太田産業文教常任委員長 第4回定例会において産業文教常任委員会に付託されました議案について、12月12日、担当課長の出席を求め、委員会を開催し、審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第58号 更別村鳥獣被害対策実施隊設置条例制定の件は、本村における鳥獣による農林業等の被害防止のため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条の規定に基づき、更別村鳥獣被害対策実施隊を設置するため、この条例を制定するものです。

慎重に審査した結果、当委員会は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で審査の報告といたします。

○議長 これでは産業文教常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第58号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は可決であります。

これから議案第58号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 これでは討論を終わります。

お諮りいたします。議案第58号に対する委員長報告は可決であります。

議案第58号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は可決されました。

◎日程第4 議案第61号

○議 長 日程第4、議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件であります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、関連する条例の条文を整備するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、更別村交通安全指導員設置条例の一部改正として、第1条、身分、報酬及び費用弁償は、更別村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例で規定するように改めるものであります。

更別村職員定数条例の一部改正として、第2条、更別村職員定数条例の対象外となる臨時的任用職員の範囲について、臨時の職に関する場合における臨時的任用職員に限定するための文言を追記するものであります。

続きまして、更別村行政不服審査担当職員の任用等に関する条例の一部改正、第3条、身分、報酬及び費用弁償は、更別村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例で規定するよう改めるものであります。

続きまして、更別村職員の懲戒に関する条例の一部改正として、第4条、パートタイム会計年度任用職員につきましては、報酬が支給される、次ページにまいります。事になるため、減給の基礎となる給料の月額に用いる報酬について定めるための文言を追記するものであります。

続きまして、更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正として、第5条、非常勤職員の勤務時間、休暇等について定められた条文について、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に改めるものであります。

続きまして、更別村職員の育児休業に関する条例の一部改正、第6条、会計年度任用職員の育児休業について整備するため、更別村職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行うものであります。

続きまして、更別村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一

部改正、第7条として、地方公務員法第3条第3項の規定に基づく特別職の委員等を定めるとともに、報酬及び費用弁償等について整理するものであります。

続きまして、更別村スポーツ推進委員設置条例の一部改正として、第8条、身分及び費用弁償は、更別村特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例で規定するよう改めるものであります。

続きまして、更別村社会調査委員設置条例の一部改正として、第9条、報酬及び費用弁償は、更別村特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例で規定するよう改めるものであります。

続きまして、更別村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正として、第10条、報酬は、更別村特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例で規定するよう改めるものであります。

なお、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

本条例案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度を創設し、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化が図られたことから、関連する条例の条文を整備するものでございます。

本条例案は複数の条例の一部を改正するもので、各条令の一部改正を各条において改正するよう、条立てで構成をしております。

2ページおめくりください。第1条は、更別村交通安全指導員設置条例の一部改正でございます。身分について規定する第4条、報酬及び費用弁償について規定する第8条を削り、条の繰り上げを行うものでございます。これまで非常勤特別職の設置について規定する各条例では、その身分、報酬及び費用弁償に関する規定を置いているものと置いていないものがあり、本条例案の制定により全ての非常勤特別職の身分、報酬及び費用弁償に関する規定を更別村特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、明確に規定することとしているため、身分、報酬及び費用弁償に関する規定を置いている条例に関してはこの規定を削ることとしたものでございます。

次のページをおめくりください。第2条は、更別村職員定数条例の一部改正でございます。第1条中、臨時の職員の次に「(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。)」を加えるものでございます。臨時的任用職員の任用要件の厳格化に伴い、職員定数に含めない臨時の職員を臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限るよう改めるものでございます。

次のページをお開きください。第3条は、更別村行政不服審査担当職員の任用等に関する条例の一部改正でございます。第1条の更別村交通安全指導員設置条例の一部改正と同様に身分、報酬等の支給に関する条を削り、条の繰り上げを行い、あわせて第2条におい

て文言の整理を行うものでございます。

次のページをお開きください。第4条は、更別村職員の懲戒に関する条例の一部改正でございませう。減給の効果について規定する第4条中、給料の月額の上に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年更別村条例第 号)第21条第1項から第3項までに規定する報酬の額)」と加えるものでございませう。会計年度任用職員制度の創設に伴い、パートタイム会計年度任用職員の減給の対象を報酬とするよう改めるものでございませう。

次のページをお開きください。第5条は、更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございませう。会計年度任用職員制度の創設に伴い、文言を改めるもので、非常勤職員の勤務時間、休暇等について規定する第22条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に、本文中「非常勤職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改め、あわせて文言の整理を行うものでございませう。

次のページをお開きください。第6条は、更別村職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございませう。地方公務員の育児休業等に関する法律が一定の条件を満たす非常勤職員にも適用されるよう改正されており、会計年度任用職員制度の創設に伴い、勤務期間等一定の条件を満たす会計年度任用職員にも適用されることから、国の制度に準じた改正を行うものでございませう。育児休業をすることができない職員について規定する第2条は、新たに第3号を加え、会計年度任用職員が育児休業をすることができるよう規定するものでございませう。育児休業をすることができる非常勤職員をア、(ウ)で勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員としておりますが、今後本条例案の施行日である令和2年4月1日までに更別村職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正を予定しておりまして、この勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員につきましては国の制度と同様に1週間の勤務日が3日以上、または週以外の期間によって勤務日が定められている場合1年間の勤務日が121日以上と規定することを想定しております。

次のページをお開きください。第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に育児休業法第2条第1項の条例で定める日を規定する第2条の3、次のページをお開きください。育児休業法第2条第1項の条例で定める場合について規定する第2条の4を加えるものでございませう。

次のページをお開きください。育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情について規定する第3条中、第1号及び第2号で文言の整理を行い、第6号中、別居したことの次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、次のページをおめくりください。第6号の次に、第7号として、第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の

4の規定に該当すること、第8号として、その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすることを加えるものとございます。

育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情について規定する第4条中、配偶者と別居したことの次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加えるものとございます。

育児休業をしている職員の期末手当等の支給について規定する第7条第2項中、育児休業をしている職員の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(次条において「会計年度任用職員」という。)を除く。)」と加えるものとございます。

次のページをお開きください。育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整について規定する第8条中、育児休業をした職員の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加えるものとございます。

第9条及び第10条は、文言整理でございます。

次のページをお開きください。部分休業をすることができない職員について規定する第17条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、第1号として、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員と、第2号として、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)、ア、特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員、イ、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員と加えるものとございます。

部分休業の承認について規定する第18条第1項全文を、部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとするに改め、第2項中、介護時間の承認を受けて勤務しない職員の次に「(非常勤職員を除く。)」と加えるとともに、文言整理を行い、次のページをお開きください。第3項として、非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は

当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。と加えるものとさせていただきます。

次のページをお開きください。第7条は、更別村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でさせていただきます。題名を更別村特別職の職員で非常勤のものに関する条例に改め、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により特別職非常勤職員の任用要件の厳格化が図られたことから、趣旨について規定する第1条で地方公務員法第3条第3項の規定に基づく特別職の委員等を定めることを新たに規定するものとさせていただきます。

第2条以降を1条ずつ繰り下げ、第1条の次に特別職の委員等について規定する第2条、前条に規定する地方公務員法第3条第3項の規定に基づく特別職の委員等は、別表第1のとおりとすると加え、村の全ての特別職の委員等を地方公務員法第3条第3項各号ごとに別表第1で明確に規定するよう改めております。

第3条及び第4条は、別表1を加えたことにより、別表番号を繰り下げるものとさせていただきます。

支給方法について規定する第5条中「及び旅費の支給方法については、一般職の職員の給与及び旅費の支給方法の例による」を「は次により支給する」に改め、第1号として、日額の報酬は、職務従事後速やかに支給する、第2号として、月額報酬は、毎月21日に支給する、第3号として、年額の報酬は、当該年度の末日までに支給すると加え、次のページをお開きください。第2項として、月額報酬は、就任した月にはその就任の日から日割りをもって計算した額、その職を離れたときは、その職を離れた日までの日割をもって計算した額を支給する、第3項として、年額の報酬は、年の中途において就任したときはその日の属する月から月割によって計算した額、その職を離れたときはその日の属する月まで月額により計算した額を支給する、第4項として、旅費の支給方法は、更別村職員の旅費に関する条例（昭和29年更別村条例第35号）の例による、第5項として、別表第5の消防団員の報酬及び旅費の支給方法は、第1項及び前項の規定にかかわらず、別に条例で定めると加えるものとさせていただきます。

別表第1は、改正後の第2条の規定に基づき、村の非常勤特別職の全てについて地方公務員法第3条第3項各号の規定ごとにその身分を明確に規定するものとさせていただきます。

次のページをお開きください。報酬、費用弁償の額を規定する改正後の別表第3は、旅費の額を「更別村職員の旅費に関する条例に定める額」に改め、次のページをお開きください。名称の欄に新たに災害弔慰金等支給審査委員会委員を加えております。

次のページをお開きください。別表第5を新たに追加し、年額で報酬を定める鳥獣被害対策実施隊員、消防団員の報酬年額、旅費の額を規定しております。

次のページをお開きください。第8条は、更別村スポーツ推進委員設置条例の一部改正でさせていただきます。第1条、更別村交通安全指導員設置条例の一部改正同様、身分について規定する第6条、費用弁償について規定する第9条を削り、条の繰り上げを行うとともに、

文言の整理を行うものでございます。

次のページをお開きください。第9条は、更別村社会調査委員設置条例の一部改正でございます。前条同様、報酬及び費用弁償について規定する第3条を削り、条の繰り上げを行うものでございます。

次のページをお開きください。第10条は、更別消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正でございます。前条同様、報酬の額及び支給方法について規定する第14条中、報酬の額について規定する第1項を削り、項の繰り上げを行うものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和2年4月1日と規定するものでございます。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第61号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第62号

○議 長 日程第5、議案第62号 更別村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第62号 更別村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和32年更別村条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の規定を追加し、また、成年被後見人等

の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い関係条文を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の任期が一会計年度を超えない範囲であることから、条例第3条第1項に規定する「休職の期間は、3年を超えない範囲内」とあるのは「任命権者が定める任期の範囲内」に読みかえる条文を追加するものであります。

(2)としまして、地方公務員法第16条第1項に規定する職員の欠格条項より成年被後見人または被保佐人の規定が削除されることに伴い、関係条文を改めるものであります。

次のページをお開きください。次のページ、更別村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和32年更別村条例第24号）の一部を次のように改正するものであります。

新旧対照表においてご説明申し上げます。現行、見出し、休職の効果、第3条第2項、第3項の後に、改正後は第4項として、下線部、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とするの文言を加筆するものであります。

続きまして、現行、第4条、失職事由の特例の第5条におきまして、現行下線部、法第16条「第2号」とあるのを改正後は法第16条「第1号」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。ただし、第3条第4項の改正規定は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第62号 更別村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第65号

○議長 日程第6、議案第65号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第65号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の給与に関する条例（昭和37年更別村条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い関係条文を改正するとともに、更別村職員の給与につきまして、国家公務員の取り扱いに準じて勤勉手当の支給率、行政職給料表を改正するため、また地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い同法第22条の2に規定する会計年度任用職員の給与につきまして、別の条例で定める規定を追加するため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、第1条、(1)、地方公務員法第16条第1項に規定する職員の欠格条項より成年被後見人または被保佐人の規定が削除されることに伴い関係条文を改めるものであります。

(2)として、勤勉手当の総額の限度額を算出するための勤勉手当基礎額に乘じる率を、一般職員につきましては100分の95から100分の97.5に改めるものであります。

(3)として、行政職給料表において国家公務員俸給表のとおり改めるものであります。

続いて、第2条、(1)、勤勉手当の総額の限度額を算出するための勤勉手当基礎額に、次のページをお開きください。乗じる率を、一般職員については100分の97.5から100分の95に改めるものであります。

(2)、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与につきましては、この条例の規定にかかわらず、別に条例で定める旨の条文を追加するものであります。

なお、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

2ページおめくりください。本条例案は、2条から構成されております。

初めに、第1条でございます。期末手当について規定する第14条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第3項中「、若しくは失職し」を削り、期末手当の支給制限について規定する第14条の2第2号、次のページをお開きください。「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、

勤勉手当について規定する第14条の4第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削るものでございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法の一部が改正され、成年被後見人等は職員となり、または競争試験もしくは選考を受けることができないとする規定、また職員は成年被後見人等に該当するに至ったときはその職を失うとする規定が削除されたことから、改めるものでございます。

第14条の4第3項の勤勉手当総額の上限額を算出する際の勤勉手当基礎額に乗ずる割合「100分の92.5」を「100分の97.5」に改めるものでございます。

同条第3項の再任用職員に係る読みかえ規定中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改めるものでございます。

次のページをお開きください。別表第1（一）の改正は、国家公務員に準じて行政職給料表を改めるものでございます。5ページめくっていただきまして、第2条でございます。勤勉手当について規定する第14条の4第2項の勤勉手当総額の上限額を算出する際の勤勉手当基礎額に乗ずる割合「100分の97.5」を「100分の95」に改めるものでございます。

同条第3項の再任用職員に係る読みかえ規定中「100分の97.5」を「100分の95」に改めるものでございます。

第17条の3の次に第17条の4を加え、会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定めるよう規定するものでございます。

附則第1項は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和元年4月1日から施行するよう規定するものでございます。

第2項は、第1条のうち、別表第1（一）の改正規定は平成31年4月1日から、第14条の4第2項及び第3項の改正規定は令和元年12月1日から適用するよう規定するものでございます。

失礼いたしました。附則の第1項でございますが、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものでございます。

次のページをお開きください。附則第3項は、給与の内払いに関する規定でございます。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第65号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第77号

○議 長 日程第7、議案第77号 令和元年度更別村一般会計補正予算(第6号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第77号 令和元年度更別村一般会計補正予算(第6号)の件であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,001万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4,999万7,000円とするものであります。

なお、西海副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 西海副村長。

○副 村 長 それでは、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入歳出予算の補正について、初めに人件費についてご説明いたします。今年度の人事院勧告については、初任給及び若年層の給料表改定と勤勉手当の0.05カ月分追加が取り上げられました。本村では、その人事院勧告を準拠したことと人事異動から、特別職と一般職の人件費について各科目において予算の補正がございます。

これについては、給与費明細書によりご説明いたします。26ページお開きください。1、特別職において報酬で4万3,000円の減額、期末手当で17万円を追加するものです。報酬については改選に伴い議員報酬を減額するもので、期末手当については人事院勧告に準拠することにより追加するものです。

27ページをお開きください。2、一般職、(1)、総括です。3列目の比較の欄をごらんください。給料で108万9,000円を減額、職員手当で330万6,000円を追加するものです。この説明については、28ページをお開きください。給料については人事院勧告準拠による給料表改定分として41万8,000円を追加し、育児休業等により150万7,000円減額するものです。職員手当等については、改定分として148万4,000円を追加し、その他の手当で182万2,000円を追加するものです。

続いて、29ページは給料及び職員手当の状況、30ページ以降は給料及び職員手当等の科

目別内訳を掲載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。まずは、歳出からご説明いたします。11ページをお開きください。款1議会費、項1議会費、目1議会費は、241万9,000円を減額するものです。説明欄(1)、議員報酬等で3万1,000円を追加し、(2)、職員等人件費については人事異動に伴うものとして245万円を減額するものでございます。

款2総務費は、142万4,000円を追加し、10億9,962万7,000円とするものです。

項1総務管理費、目1一般管理費は、303万2,000円を追加し、補正後の額を6億4,714万6,000円とするものです。説明欄(1)、情報処理管理事務経費77万円の追加は、現在公共施設間を結んでいる光ファイバーを共架している北電柱の建てかえが当初見込みよりもふえたことに伴い、移設工事費を追加するものです。12ページをお開きください。(2)、職員等人件費は226万2,000円を追加するもので、一般職の給料を44万6,000円、職員手当等を181万6,000円を追加しています。

目3財産管理費は、143万7,000円を減額するものです。職員住宅改修工事の執行残を計上しております。

目4地方振興費は、956万9,000円を追加し、補正後の額を1億9,038万9,000円とするものです。説明欄(1)、宅地分譲事業経費79万8,000円の追加は、セオイの里の分譲地内にある旧勢雄小学校の学校林の樹木が隣接する畑に倒れる等の状況があることから、一部を伐採しようとするものです。(2)、広報作成機器更新事業3万5,000円の追加は、広報取材で使用しているカメラのストロボが故障したことによる買いかえのためのものです。(3)、生活交通路線維持対策事業266万7,000円の減額は、十勝バスの広尾線における赤字の更別村分として案分された負担額です。運行経費の減少等により赤字額が減少したことによる減額でございます。(4)、地域おこし協力隊事業(地域振興分)99万7,000円の追加は、1月から新たな地域おこし協力隊を雇用するための経費であり、熱中小学校事業から生まれた事業等について熱中開拓機構や関係機関との連携を図りながら推進する役割を担っていただきたいと考えております。この追加する地域おこし協力隊の経費については、これまで同様特別交付税で措置される予定です。引き続き13ページ、(5)、生涯活躍のまち構想整備事業1,040万6,000円の追加は、こちらは予算資料、建設事業調のとおり、事業用地として字更別南3線95番地4、同95番地5、同95番地10、同95番地11の4筆、8,711.96平米を購入しようとするものでございます。

続きまして、目9住民活動費は、5万6,000円を減額し、補正後の額を1,454万8,000円とするものです。コミュニティ活動に対する保険料の執行残を計上しております。

目11公共施設等整備基金費は、297万4,000円を追加し、補正後の額を343万4,000円とするものです。これは、今回の補正予算における余剰金について公共施設等整備基金に積み直すものです。

目13開村記念事業推進費は、1万9,000円を追加し、補正後の額を504万9,000円とするも

のです。村史編さん委員会を夜間に開催することに伴う一般事務補助員賃金の超過勤務手当分でございます。

14ページをお開きください。項3目1戸籍・住民基本台帳費は、13万9,000円を追加し、補正後の額を700万3,000円とするものです。マイナンバーカード普及のために、出張申請受け付け時に対応できるようタブレットを2台購入するものです。

款3民生費は、49万5,000円を追加し、6億4,513万8,000円とするものです。

項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は70万4,000円を減額するものですが、説明欄(1)、社会福祉センター維持管理経費は、6月の補正予算でホール及び小会議室の施設改修を実施したことから床清掃の実施面積が減ったことなどにより、19万8,000円を減額しているものでございます。(2)、障害者地域生活支援事業は、地域生活支援センターの利用者の増による負担金4万3,000円を増額するものでございます。(3)、ひとり親家庭等医療給付事業経費は、実績及び今後の見込みにより21万円を増額するものでございます。続きまして、15ページをお開きください。(4)、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金は、国保税軽減世帯及び人員の減による繰り出し額を43万4,000円減額するものでございます。(5)、社会福祉センター改修事業及び(6)、憩の家改修事業につきましては、それぞれ執行残を計上しているものでございます。

目2福祉の里総合センター費は、30万円を追加し、補正後の額を5,984万1,000円とするものです。今年度の修繕がかさみ、予算が確定したため、追加するものです。

目3国民年金費は、11万4,000円を追加し、補正後の額を15万4,000円とするものです。国民年金制度が産前産後の4カ月間、最長で6カ月間は保険料免除と改正されたことから、システム対応経費として追加するものです。

目4後期高齢者医療費は、127万6,000円を減額し、補正後の額を4,831万3,000円とするものです。(1)、後期高齢者医療広域連合事業経費は、広域連合療養給付費の額の確定に伴い、137万6,000円を減額するものでございます。16ページをお開きください。(2)、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、10万円を追加するものでございます。事務費の繰出金は平成30年度分の精算分として31万6,000円を減額し、保険基盤安定繰出金は保険料軽減者の増により41万6,000円を追加するものでございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、381万6,000円を追加し、補正後の額を1億5,056万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、児童福祉事業経費270万6,000円の追加は、公定価格の処遇改善加算率の変更と予定よりも保育園入園児がふえたことにより増額したものです。(2)、子ども医療給付事業は、取り扱い件数1件当たりの医療費の増により111万円を追加するものです。

項3老人福祉費は、175万5,000円を減額し、1億2,706万4,000円とするものです。

目1老人福祉総務費は、敬老会の執行残として56万円減額するものです。

17ページをお開きください。目3老人福祉推進費は、119万5,000円を減額し、7,118万3,000円とするものです。説明欄(1)、老人保護措置事業144万7,000円の減額は、養護老

人ホームへ入所していた方がお亡くなりになり、対象者がいなくなったことによるものです。(2)、介護保険事業特別会計繰出金25万2,000円の追加は、事業費分として介護保険介護度認定に必要な主治医意見書の作成件数がふえるなどの実績見込みにより10万2,000円を、地域支援事業の1件当たりの給付費の増加により8万円を、地域包括支援センター職員の給与等を7万円増額するものでございます。

款4衛生費は、213万7,000円を追加し、3億3,378万9,000円とするものです。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は、説明欄(1)、乳幼児医療費給付費で給付実績に伴い38万円を追加するとともに、続きまして18ページです。(2)、医療施設等運営補助金については、十勝管内市町村が連携して行っている十勝の3次救急を担う帯広厚生病院の救命救急センター等が不採算部門への運営補助の市町村負担額の確定により56万円を追加するものでございます。

目3環境衛生費は、87万7,000円を追加し、2,002万3,000円とするものです。説明欄(1)、リサイクルセンター維持管理経費は、落ち葉などの処分料で90万円を追加しております。(2)、同改修事業は、雨水ます設置工事の執行残を計上しております。

目4診療所費は、診療所職員の給与改定分の財源として32万円を追加するものでございます。

19ページをお開きください。款6農林水産業費は、969万8,000円を減額し、5億6,228万2,000円とするものです。

項1農業費、目1農業委員会費は、職員手当等を21万1,000円追加するものです。

目2農業振興費は、自作地の全てを農地中間管理機構に貸し出しして離農される方を対象に交付される中間管理機構集積協力金交付金100万円を計上するとともに、農林水産業関係助成金について各実績額確定による減額を行っています。

目3農地費は、766万7,000円を減額し、1億4,949万円とするものです。説明欄(1)、明渠排水業務経費のうち委託料133万1,000円の減額は、今年度整備いたしました東15号排水路の上流部の新設明渠に係る保安林解除について北海道との調整に予定以上の時間を要したため、年度内に発注のめどが立たなくなったことから、翌年度以降に実施することとし、減額するものでございます。20ページをお開きください。(2)、農地整備対策事業及び(3)、排水施設維持管理費については、各執行残を計上しております。

目4畜産業費は、村営牧場維持管理経費の執行残113万3,000円を減額するものでございます。

21ページをお開きください。目5ふるさとプラザ費は、ロビー年表印刷費や管理業務委託料等の執行残41万7,000円を減額するものでございます。

目6プラムカントリー費は、パークゴルフ場芝管理トラクター等の施設管理用備品購入費の執行残として5万4,000円を減額するものでございます。

項2林業費、目1林業振興費は、37万2,000円を減額し、補正後の額を680万8,000円とするものです。(1)、林業行政事務経費臨時分、(2)、未来につなぐ森づくり推進事業、(3)、

林業行政事務経費経常分とも事業の確定により減額となったものでございます。

22ページをお開きください。款8土木費は、2,871万6,000円を減額し、4億8,573万4,000円とするものです。

項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費は、366万6,000円を減額するものです。村単独事業の確定分について執行残を計上するものでございます。

項3住宅費、目1住宅管理費は、1,531万5,000円を減額し、5,928万6,000円とするものです。(1)、村営住宅維持管理経費については、備品修繕費や草刈り業務等の委託料の執行残を計上したものでございます。(2)、村営住宅等改修事業については、特公賃住宅のコーポ春日の改修を予定して当初予算計上しておりましたが、財源として予定していた社会資本整備総合交付金が配分されなかったことから、実施を翌年度に変更したことによる減額でございます。

23ページをお開きください。目3住宅建設費は、曙団地1棟6戸の建設、駐車場整備工事の執行残973万5,000円を減額するものでございます。

款9消防費、項1消防費、目3非常備消防費は、16万7,000円を追加し、1,541万5,000円とするものです。(1)、更別消防団運営経費のうち、火災出動がふえたことによる費用弁償60万1,000円を追加するほか、研修費用弁償や消防団員活動服の購入に係る執行残を計上しております。

款10教育費は、342万9,000円を追加し、補正後の額を4億7,784万1,000円とするものです。

24ページをお開きください。項1教育総務費、目2事務局費は、232万1,000円を追加するものです。(1)、職員等人件費は給料に加え時間外勤務手当を増額したことにより229万円を、(2)、指導主事共同設置事業に係る職員手当分として3万1,000円を追加しています。

目3こども夢推進費は、4万円を追加し、64万2,000円とするものです。こども夢基金を充当して実施する事業に小学生を対象とした茶道体験を新たに追加するために計上するものでございます。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費は、歳入の使用料を減額したことによる財源補正でございます。

項7教育諸費、目2学芸奨励費は、106万8,000円を追加し、505万7,000円とするものです。小中学生が参加する見込みの十勝管外への全道大会などの大会に出場する経費を追加計上しております。

25ページをお開きください。款12公債費は、1億1,037万5,000円を追加し、8億7,430万6,000円とするものです。

項1公債費、目1元金は、説明欄(1)の長期債約定償還元金に加え、(2)、長期債繰上償還元金として1億1,069万6,000円を計上しているものです。

目2の利子は、長期債償還利子の確定により44万7,000円を減額したものでございます。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

次に、歳入についてご説明いたします。7ページをお開きください。款1村税は、項2目1固定資産税を839万2,000円追加し、補正後の額を3億3,246万6,000円とするものです。償却資産について修正申告があったことによるものでございます。

款12分担金及び負担金は、1万2,000円を減額し、補正後の額を6,466万円とするものです。

項1分担金、目1農林水産業費分担金について札内川地区かんがい施設維持管理分担金を1万5,000円追加するとともに、項2負担金、目1民生費負担金について老人保護措置費徴収金2万7,000円を減額しています。

款13使用料及び手数料は、174万7,000円を減額し、補正後の額を1億2,547万2,000円とするものです。

項1使用料、目4農林水産使用料は、入牧頭数の減などにより減額するもので、8ページをお開きください。目6教育使用料は、更別幼稚園の入園者数が1名減となったことによるものでございます。

款14国庫支出金は、757万円を減額し、補正後の額を3億2,593万4,000円とするものです。

項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費負担金は、公定価格の処遇改善加算率の変更と保育入園児がふえたことに伴い、国負担分として135万2,000円を追加するものです。保険基盤安定負担金は、世帯対象者の減により、国民健康保険特別会計への繰出金に対する国負担分が減額となったものでございます。

項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は、コーポ春日の改修分が配分されなかったことも含め、897万2,000円を減額するものでございます。

項3委託金、目2民生費委託金は、国民年金制度改正に伴うシステム改修経費に充当するため、11万3,000円を追加するものでございます。

款15道支出金は、161万1,000円を追加し、補正後の額を4億292万5,000円とするものです。

項1道負担金、目1民生費道負担金の子どものための教育・保育給付費負担金は、先ほど国庫支出金でもご説明した保育所の運営に係る道負担分として67万6,000円を追加するものです。9ページをお開きください。保険基盤安定負担金は、世帯対象者の減により国民健康保険特別会計への繰出金に対する道負担分が26万2,000円の減額、節6の保険基盤安定拠出金は後期高齢者医療特別会計への基盤安定繰出金が増加したため、道負担分を31万4,000円追加するものでございます。

項2道補助金、目1総務費道補助金は、マイナンバーカード推進のためのタブレットの購入に係る財源として6万円を追加するものでございます。

目2民生費道補助金の権利擁護人材育成事業費補助金は、今年度の人材育成事業への支出に対する道補助金の交付割合が大幅に増加したとの通知を受け、77万6,000円を追加するものでございます。

目4農林水産業費道補助金の中間管理機構集積協力金交付金は、歳出でもご説明した今回離農された方への交付金の原資として100万円を追加するものでございます。畑作構造転換事業補助金、未来につなぐ森づくり推進事業補助金は、それぞれ事業の確定により減額しているものでございます。

款16財産収入は、428万5,000円を追加し、補正後の額を2,861万9,000円とするものです。

項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、村有地の貸付収入の1,000円の増。

次につきましては10ページをお開きください。項2財産売払収入、目1不動産売払収入は、賃貸住宅建設促進事業の用地として旧プール跡地の一部を売却するものでございます。

款18繰入金は、8,504万5,000円を追加し、補正後の額を4億8,285万2,000円とするものです。

項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、歳出でご説明した長期債の繰上償還分として、その全額の1億1,069万6,000円を追加しています。

目5農業振興基金繰入金は、財源として充当していた歳出の減額により735万8,000円を減額しています。

目7こども夢基金繰入金は、歳出でご説明した事業への充当のために4万円を追加しています。

目8公共施設等整備基金繰入金は、財源として充当していた歳出の減額により1,833万3,000円を減額しています。

款20諸収入は、土地改良事業団体連合会からの旅費6,000円を追加するものでございます。

続きまして、表紙に戻りますが、第2条、債務負担行為の補正については4ページの第2表、債務負担行為補正によるもので、平成28年度に債務負担行為を設定した国営施設応急対策事業札内川地区の工事費が設定当時と比較して増加したため、債務負担行為という制度上から、新たに追加という形で提案させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○議 長 お諮りいたします。

議案第77号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第6号）の件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第6号）の件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

この際、午前11時30分まで休憩といたします。

午前11時14分 休憩

午前11時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

7番、織田さん。

○7番織田議員 24ページ、教育費なのですけれども、各種文化・スポーツ派遣事業費で107万円の追加されているわけなのですけれども、当初予算より大きく膨らんでいるということは児童生徒が大変活躍したと思われているのですけれども、この対象になるのはどのような大会なのか、説明をお願いいたします。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 各種文化・スポーツ大会派遣事業につきましては、地域の大会などを通じて成績が上位になりまして、上部の大会等に出られた場合にはこちらの派遣の助成ということで教育委員会のほうの支援をしているところでございます。

以上です。

(「全道とか、全国とか、その辺で説明していただいたほうが」の声あり)

○教育次長 大会につきましては、主に全道大会、全国大会等の大会でございます。

以上です。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 当初でも予算見ている中で、今回ふえたということは予想外の活躍があったと思われるわけなのです。具体的に、例えば全国スケート大会とか、いろいろあると思うのですけれども、どの辺で想定以上の活躍されてこの予算が出てきたのかを説明願いたいと思います。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 申しわけございません。

ことしにつきましては、主に中学校のテニスの大会等が成績優秀でございまして、そういった大会の助成をふだんよりも多く支援しているところでございます。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 少し確認をさせてください。18ページで、厚生病院に運営補助金、なぜ質問しますかという、実は十勝では厚生病院は基幹病院で、非常に皆さんお世話になっている。それで、これは人数割なのか、人口割か、恐らく町村、全十勝で決めて助成をしているのだと思うのですけれども、もう少し中身の説明が欲しいのと、それと最近病院の併合とは言わぬのですけれども、国が言って、十勝管内でちょっと騒いでいます。それで、JAの厚生病院も帯広は別格として、きょうの農業新聞見たらわかるのですけれども、Cクラスというのですか、全国で7カ所程度がこうだとなっている中で、これからも恐らく

基幹病院ですから厚生病院だけに町村会で負担をしていくのか。それと、割り勘とは言わぬですけども、持ち分、どういう計算で更別にこの金額来たのか。というのは、建てるときにもいろいろ計算があって、建築する場合、例えばほかに病院ありますよね、名前出すと北斗とか、それはあるのだけれども、そういうところからの苦情というか、あれはなかったのですか。これは村長が答えるのでしょうかけれども、議長が決めるか。

○議長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 厚生病院に対する運営の補助ということになっています。今現在十勝全体で2億8,000万弱ですか、2億8,000万の分について十勝全町村で均等割と前年度の患者数割という形で今負担をしております。更別村の場合、それで当初予算のときに町村会のほうで計算してくるのですけれども、最終的に11月末時点でこの年度はこの額になりますよという通知が来ますので、それにあわせて今回補正させていただきました。

それと、もう一点、他の病院からという話、苦情ということが今あったのですけれども、実は今現在2次救急の分について十勝全体でどうしたらいいだろうかということで、十勝全町村、町村会事務局も巻き込んで、あと帯広保健所も巻き込んでそういうお話をさせていただいておりますけれども、まだ結論が出ることには至っておりません。

以上です。

○議長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 今のように答弁をしていただくと、患者数割って普通の人は思わないでしょう。普通は人口割とか思うでしょうし、どこの自治体も問題になっていますように、自治体の病院が非常に経営厳しいと、うちらでも決して黒字ではない。だから、その辺は数字見てこのぐらいの額だとか思わないで、将来負担もあり得るといふふうに考えていいということですね、これからも。

○議長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 これからも不採算部門についてのものについては要請があって、十勝町村会では続けていくという方向でございます。

それと、先ほど申しました2次救急の部分につきましては、まだ結論が出てはおりませんけれども、今現在話し合いをしているということで、もしかしたら将来的には出てくる可能性があるということはあると思います。

以上です。

○議長 西山村長。

○村長 今松橋議員さんおっしゃったとおりで、苦情とかいうような部分もあったのですけれども、確かに議論の中では、厚生病院等の建設と、それと維持経費の部分で分担をしているということで、今課長のほうからお話があったとおりですけども、ただ、今町村会で議論になっているのは、2次救急の場合ほかの病院の関係で、これの分担もという話も出ております。そこは慎重に審議をしまして、確かにほかの病院、大きな病院に厚生病院だけではなくてかかっているところもあるわけですから、病名あるいはその分野に

おいてあるので、その辺の部分はどういうふうに考えていくかというようなことを今議論の最中でありまして、これについては経過等も含めましてしっかり議会には報告をしなければいけないというふうに思っています。

医療体制の充実というのは、やっぱり十勝圏域内でもしっかりとってもらわなければいけないということと、先ほど最初に松橋議員さんからお話ありましたように、不採算部門とかいろんな部分で統廃合とかいろんな形出ています。地域から医療が、特に十勝管内見ますと、中核を担っている病院について厚労省からのそういうような指摘もあるわけですが、これについてはしっかり必要であるのだということで各省庁に申し入れをしたり、そういう形で今要請等を、維持していくためにどうすればいいかということを全体として話し合っているところであります。いずれにしましても、報告等をしっかり行ってきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

以上であります。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 12ページ、款2総務費、目4地方振興費、説明欄(4)の地域おこし協力隊事業費99万7,000円分なのですけれども、まずこの協力隊の任務というところでお聞きしたいのですけれども、この協力隊は熱中機構の中で働くという話を聞いていますけれども、そこで委託先となる熱中機構に対するすみ分けと、そこで協力隊はどのような任務をするのか。委託先にもかかわらず村の地域おこし協力隊がかかわること、そのすみ分けをどのように考えているのか説明していただけたらと思います。

○議長 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまご質問あった地域おこし協力隊の補正予算の件でございます。

まず、地域創造複合施設において勤務させるというようなことに対しまして、この施設の特性といいますか、特徴的な部分としまして、非常に目的が多岐にわたるといふところで、人材育成だったり、移住、定住であったり、起業等の促進等、ソフト事業のウエートが非常に高いというような特徴がございます。そのような中で、指定管理というふうにして進めてきているところではございますが、定型的ではない業務が非常に多いというような中で、ただいま申し上げました目的という部分で村としても積極的にそこを広げてきたというところがございます。

現在その派生的な取り組みとしましては、大きくはスマート農業の部分、具体的には本年度からは近未来技術等社会実装事業、あるいはスマート農業実証プロジェクト、さらに昨年からは熱中創業塾、あるいはプログラミング教育といったようなところで非常に多岐に広がってきているところでございます。その中で、熱中開拓機構、指定管理者がいろいろと調整であったり、事務的な部分も含めてかかわってきたところでございますが、本来村のほうでも広げてきたというような部分がありますので、村が行うべき事業、事務については今後協力隊を投入して事務を担っていくというふうに考えてございます。その部分、これまで派生的な取り組みに対して指定管理者が割かれてきた人材であったり時間とい

た部分を本来業務であります施設全体の部分、マルシェであったり、スタジオ等のなかなか稼働といったところで課題がある施設に対しまして運営を充実させていくというふうに考えておりました、今回の補正予算計上ということでご提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 村としても広げてきたスマート農業や近未来事業、いろいろあると思うのですけれども、それは村が担うべき仕事として協力隊を投入するということになるのかなと思います。そのときに、協力隊がスマート農業、近未来とか、いろいろそれ多岐にわたって、また特別な勉強もしなければいけないでしょうし、いろいろなことで理解度を高めなければいけないと思うのですけれども、その中で協力隊がやる事業内容というのはどのようなことになっているのでしょうか。

○議長 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまのスマート農業関連でいいますと、例えばあそこのサテライトオフィスにスマート農業の協議会の会長であります研究機関の教授が入っております、そこを起点に、協議会の各種研究機関であったり、企業等が随時訪問したりというようなことがございます。村の職員もかかわっているわけですが、その際に日程調整をしたりですとか、会議の調整をしたりですとか、また今現在村の職員としては申請事務があったり、実績に対しての実績報告事務があったりというようなところがございます。そこら辺は、職員もかかわりながら指導もしつつ、担わせるようにというふうに考えているところでございます。スマート農業関連では、大きくはそういうようなところですが、職員の指導、あるいは現場には機構の職員もおりますので、連携はするようなことにはなるのですけれども、そのように進めてまいりたいと考えております。

○議長 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 関連でお願いをします。

そういう答弁をされるとすごくわかったように思うのですけれども、課長に失礼ですが、例えば今恐らくさきからいた人が何名かりタイヤをしているのでしょうか。それで、業務が回らなくなったから、ふるさと協力隊から行ってもらうと、単純に考えればそうとるのですけれども、これが恐らく今5名いるはずで、教育委員会も含めて。これで6人になるという理解なのですか、まず。協力隊員が村に6人分の人いるということでしょう。その1名を熱中機構に回すと、そういう単純な考えでいいのですか。

○議長 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 現在企画政策課に1名、地域おこし協力隊の人数ということですが、産業課に3名、教育委員会に1名、合計5名ということになっておりました、今回の補正によりまして1名追加というふうに考えております。

○議長 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 もっとわかりやすく答えてくれればいいのですけれども、僕が聞いたのは、正職員で雇うと、国の交付金がありますから3年間なり単純にそこでその人たちに頑張ってもらって、その期間を。ということは、今仕事している人たちも含めて、熱中機構で働いている人も含めて腰が落ちついていないのでないかって思うのです、わかりやすく聞くと。そんな難しく考えないで、例えば自分は一生かける仕事だと、生涯をかける仕事だと思っていないからリタイアを、もちろんするのは自由ですけれども、皆さんが思っている、首長が熱い気持ちで何だか賞をもらっていますよ、ITやっていますには理解はしますけれども、下にいる人たちというか、課員は別にしてでも。だから、あと1年切って、交付金がなくなったときに次の段階はもう決まっていなければいかぬのに、人が足りないから、ITに手が広がっているからお手伝い、先ほど言ったように職員もお手伝いをして頑張っていると。根本的に少し横へずれたのでないかって、言い方悪いですけれども。言葉悪いけれども、正直に言いますと先が見えたのかなと。

これは、申しわけないけれども、村民の人たちがいろんなことを言っています。僕らも聞いています。物すごく未来明るい話をする人もいます。ドローンでも無人トラクターでも、それはそうなっていくでしょうけれども、そこに隠れてとは言わぬけれども、そこばかり表へ出て、言い方悪いけれども、開発の跡地が西山村長になってきれいに直してくれたのはいい。塩漬けで、このまま投げておいて、あと5、6年もすればがたがたになるでしょうというのは、それは理解します。本当に何をしたいかと、これからITになるから、それを手伝っているとか、それももちろん大事でしょうけれども、今回のふるさと協力隊にまたそこで手伝ってもらおうという意思がしっかりしていなければ、夢を持ってくる協力隊員にも失礼でないのかと、言葉悪いですけれども。だから、その辺を皆さん心配していると思うのですけれども、そこら辺をきちっと、村長でも君でもいいから、議会なのですから、大丈夫ですと、自信がありますって、これはこうです。

ここで言う話ではないですけれども、たしか会費1万円ですよ、会費というか、授業料。これどなたかにはもう話したことあるのですけれども、50、60でいい大人で、常識でいえば社会的に成功している人たちが勉強、何年でも勉強していいのですけれども、そしてたら10万円例えばもらったって余り困る人は来ていないのでないですか。それはお金取ればいいというものでないですけれども、自分たちが本当に勉強したいのなら、海外でも行って勉強する人いますし、東京行って、講師立派だったら聞きに行く人もいます。そういう感覚ではちょっときついかな。

ITをやりますから人足りませんし、現実にはリタイアしていったと思うのですけれども、途中でいろんな都合で退職されたのでしょけれども、そのつなぎに協力隊員に頑張ってもらおうと、頑張ってもらおうのはいいのだけれども、そういうふうにしかとれないのですけれども、済みません。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 交付金の終了というのは来年度ということで、その後の姿も含めて、そ

れにつきましては現在いろいろな形で検討しておりますので、また改めてご説明をさせていただく機会をいただければというふうに思っております。

今回の協力隊員の投入という部分につきましては、協力隊の位置づけというものが地域での活動というものをしながら3年間業務に従事して、最終的には村に定住していただくということが望ましいというふうに考えております。地域のニーズに合致するような仕事であったり、あるいはみずから起業されてもいいというようなところでございますが、そのようなことを学ぶ環境としては地域創造複合施設、熱中小学校事業を行っております施設へ配置するという事は非常にふさわしいものというふうに考えてございます。将来的にもその本人のためになる場所ではないかなというふうに考えておりますし、また交付金終了後も私たちとしては、村としましては熱中事業を継続していきたいというふうに考えておりますので、先ほど生徒の方の負担のお話もありましたけれども、そういったことをご意見もお伺いして、踏まえながら今後進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 6番、安村さん。

○6番安村議員 当然関連になってくる質問になってくると思うのですがけれども、今各議員が質問しているように、本案件についての指定管理というのは基本的に創造センターの全体ということで包括管理の一括的な管理契約を結んでいるはずですが、その中でそれぞれの施設管理も含めてということで、それはそれなりに受ける側が責任を持って実施するという形の運営を今まで図っているはずだというふうに判断しております。その中で、いろんな部分のスマート農業の研究だとか、そういうものがいろんな部分の企業が施設にある程度間借りしながら当地を、本村を主体として研究、開発しているという形でございます。これは、あくまでも熱中機構の中の押さえ方、いわゆる企業誘致だとか何とかということではなくて、そういう部分の研究も含めて、学習も含めて人が集まってきたという評価はできるのだけれども、それはそれとして、今求めているというか、回答というか、答えを聞きたいのは、村がどうやってかかわっていくのだという部分が不鮮明だということだと思うのですよ、私は。

この指定管理に関する部分の文面見ますと、基本的には村は指定管理者に対して管理業務の実施状況だとか、収支決算だとか、全て求めることが義務づけられているのですよ、ある意味では。そういう面で改善を促して、監督責任があるという中で、今新たに課題があったとしても、それはそれとして、受けている部分の受け手のほうが、管理委託として受け手のほうがいかに改善を図るかという前提の話をしていかないと、あくまでも今の話だと、説明だと、申しわけないけれども、管理委託を受けている部分と村がかかわる部分との話が全くすり合っていないのですよ、正直言います。僕はそういうふうに聞こえているのです。だから、村はここはやるのであれば、村としての責任においてどういうふうな監督責任においてやっていくのだという説明をきちっとここでいただかないと、ある程度の皆さんの不信感というのは拭えないと思うのですけれども、その点きちっと明確に説

明していただきたいと思います。

○議 長 この際、午後1時半まで昼食のため休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の一般会計補正予算の質疑の続きを行っていきたいと思います。

答弁、西海副村長。

○副 村 長 安村議員の質問にお答えします。

まず、機構との業務分担の明確化についてですが、今後熱中小事業からの派生的な業務につきましても熱中開拓機構と村とで本来あるべき役割を明確にし、村の事業と判断するものについては村として責任を持って遂行していく考えでございます。

次に、本事業に向けた村のスタンス、機構との関係についてでございます。本事業の受託者である熱中開拓機構とはこれまで事業推進や施設の効果的な活用を目指し、協議を進めてきているところでございます。こうした中、機構内においても現状の改善に向け組織や人員の見直しを検討しているところであり、また村民利用の目線から必要な仕掛けづくりなどを協議しているところでございます。村としても、今後はこうしたこれまでの機構との協議に加え、機構のあり方、体制についても積極的に関与、あるいは場合によっては指導ということもしていく考えでございます。また、今回協力隊員を投入することで村と機構の連携を密にしていくことを期待しているところでございます。

私どもとしましては、この熱中小学校の取り組みが村民の皆様に評価をいただき、交付金終了後も継続できるよう、現時点でできることは手を尽くしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今回の村の基本的な考え方をきちっと説明していただいて、そういう説明の中で事業は進めてもらいたいというか、そういう気持ちを持って事業推進を図っていただきたいというふうに思っております。

今副村長がご説明いただいた中で、村の果たすべきというか、役割というのは、この指定管理制度というものの趣旨を鑑みますと、指導だとかなんとかということではないのです、実際は。これを当初指定管理制度をもってなすという提案をして、先ほども申し上げましたけれども、このエリアについては地域創造センターの全てのものについては一括管理の包括管理の部分で提案をし、承認をしたという経過があります。そうしますと、村が自治体として果たす役割というのは基本的に管理の適正を期するため、自治体は報告、調査、指示、指定の取り消し、停止などの監督権限が与えられているのです。そういう部分

なのです。

明確に質問していかないとわかりにくい部分あると思うのですが、私は決してこの熱中機構に対する対応について全てを否定しているわけではないのです。機構としてやっていただくことはきちっとやっていただかないと、当初の約束です。指定管理の条項に入っている部分の全体です。熱中小学校を中心とした創造センターだけが優越というか、優先して管理されて、あと申しわけないけれども、宿泊施設だとか、食堂だとか、マルシェだとか、そういうその他の施設も含めて包括的に管理をするという約定になっているわけです。その中で、それに対する機構として受けた中の劣っている点、できていない部分、これはやっぱり村の監督責任なのです。やらせなければだめなのですよ、ある意味。だから、僕が言いたいのは、人だとかなんとかという話ではないのです。基本的にはそういうことではないのです。受けた以上は、やっぱり指定管理なのだから、きちっと遂行してもらわないと、それは権利と義務ですから。その中で村として、自治体として監督責任がありますよということです。そこはやっぱり明確に、そこは交通整理でないけれども、きちっとその点は整理させてもらいたいと思うのです。

ここまできて、あと1年弱の中で、やっぱりそれは監督責任として、今副村長がおっしゃったように監督責任として責任を持って1年間で改善に向けてという部分、機構も含めてもう一度やらせてくれて、僕はそういうふう聞いたのです。だけれども、これはあくまでもやるということではなくて、絶対にやらなければならないのです。その分の人員配置も含めて村としてのかかわりがどうなるかということ、いま一度きちっと整理して、今現在の1月からの雇用でその分の事務整理をやりますなんていう、そういう将来に結びつかないような説明をされてしまうと困るのです。

結局事務屋でやるわけでしょう。やるというか、人員派遣して整理しましょうといったって、事務整理終わってしまいますよ、実際に。とりあえず1人でどこまでできます。今の指定管理の全体枠の管理の中のやつでかなりできていない部分、正直言ってあります。ある中で、1人今入れたからって即それが改善になりますか。そういうものを含めて、これから来年に向けてのものも含めて、こうしていきたい、こうさせるのだというものがないと、今飛び飛びかもしれないけれども、来年の計画は来年の計画として、やっぱり将来的にというか、村として来年度に向けても含めて最終的にこれだけのことをしたいのだと、批判されようと何しようと、村長も含めて、副村長も含めて僕は言うべきだと思うのです。今言わないともう言えませんよ、はっきり言って。それだけは申し上げます。だから、もっと毅然とやるのだったらやる。村の体制で、批判されたって、やるのだって、やるって言ってください。それだけです。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんお話しした点、機構の部分、一括管理責任ということと自治体としての監督責任、それは重々私としても自覚をしているつもりであります。

この間各議会においてそれぞれの議員さんから、熱中小学校が村にとって、あるいは村

民にとって必要不可欠なものであるということを示しなさいということとか、今の配置の問題で非常に努力していることはわかるけれども、何とか工夫して、例えば地域おこし隊を投入したり、そういうことで考えてはどうかということもありました。私は、全員協議会の中でも説明してきましたとおり、熱中小学校は20年、30年後の村の未来を考えたときになくってはならない存在であると思います。単なる人材育成だけではなくて、いわゆる企業誘致とか、いろんな部分もありますけれども、その部分でしっかり交流人口、あるいは関係人口をふやし、村の活性化に向けてこの熱中小学校を核としてさまざまな形で地方創生の部分について、今いろんな形で派生をしているということで、機構の本来分野ではないところも引き受けていただいているということもありますし、今回その辺では整理をして、村としての事業としてしっかり将来に向けてやらなければいけないことについては村が責任を持ってやるのだということをしかり明言をしながら、そしてその中で、先ほどすみ分けと申しましょうか、機構の部分と村の事業に係る部分でしっかりやっていくということで今回提案をさせていただいています。

私は、最初に皆さん方にお願ひしましたように、この地方創生の事業が、先日も全国の、12月ですか、27日に熱中小学校参加自治体首長会議が東京でありました。その中で、今後、それぞれ全国にいろいろ連携校がふえてきました。その中でどういうふうに維持をするのかということも含めまして協議もしています。内部でも村でもやっておりますけれども、全国の自治体の長が集まって、その中で考えております。また、その中で内閣府の田川審議官が出席をして、この部分について継続していく部分について要請があるのであれば、単に継続する形ではなくて、どういうふうなものが課題解決に資する取り組み、そういう問題で十分にこれから相談も乗っていくというようなことがありました。ただ、この部分については、しっかり慎重に議論をして、そして精査をし、企画をして、また皆さん方にも提案しながら考えなければいけないと思っております。

私は、あと1年交付金が残された中においていかにこれが継続していくかということについて、今本当に内部あるいは機構と協議を進めていて、機構のほうも一生懸命に機構改革含めましていろんな形で考えております。その辺で村のしっかりとしたスタンスと、それと機構の部分としっかりと連携をとりながら、今後の熱中小学校、そして地方創生に資する、そして何よりも村にとって、村の未来にとって、村民にとって非常に効果がある、そういうような部分としてしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。そういう点で私の決意を申し上げまして、そして本当に今回こういう形をお願いしているわけですが、ぜひとも村の業務の部分については担わせていただきたいと、ぜひとも議員の皆さん方には心よりお願い申し上げたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 村長の熱い思い、今聞かせていただきましたけれども、これは現実的に事業としてどう取り組んでいくかという近々の課題の問題でございますので、いま一度、

私の認識の違いと村長の今の回答の中の違いがちょっとありますので、その点はもう一度確認させていただきたいと思います。

確かに熱中機構という部分の指定管理、法人格有する、有しないは別にして、一定の法律の改正によって任意団体もこういう指定管理できるという条文に変わりました。今つらつら村長がご説明いただきましたけれども、確かに村長の思いとしては熱中小学校を中心、核とした効果、活性化も含めてというお話をされました。まさしくそれは村長の執行方針の中の捉え方というふうにそれは解釈できるのですけれども、私どもの捉え方というのは、この資金自体が地方創生資金です。地方が自立して、更別村が自立してどのような形で村づくりをこれからするのかというのが最大のポイントです。そのための投入資金です。かつ今、先ほども言いましたけれども、いろいろなエリアがあります。マルシェもある、コーヒーショップもある、食堂もある、宿泊施設もある。全てのものを含めた中で、村民参画なくしてこの理論は成り立たないのです。これは、僕らが議員としてきちっと襟を正した中で村長に申し上げなければならないことなのです。

熱中機構の中とって、熱中小学校という中で、それは起爆剤になる。起爆剤にはなるけれども、村民が参画しない中で、できない中で、すれと言えはするのですけれども、ああいうような総体的な創造センター、創造施設の中の利活用を考えたときに、やっぱり根底にあるのは村民参画ではないですか。そこを忘れてしまったら、私は事業自体が、確かにわかる。1万人、宿泊施設も含めておおむね交流は1万人ありますよ、わかります、それは。理解します。けれども、交流人口で何でも成り立つのだったら、疲弊する村も町もないです。交流ではないのです。交流だけではないのです。基本的にここに目を向けて、村民、今住んでいる村民も含めて、来られる方も含めて、シェーク・アンド・シェークではないけれども、手をとり合ってこの村をどうしようかって考えてくれるのが僕は第一条件だと思っているのですけれども、その点履き違えているのではなくて、僕との認識の村長の差は多少あるかもしれない。けれども、そこは強くというか、深く認識してもらって、人材だろうがお金だろうか投入するのであれば、やっぱり村づくりのための村民も参画するのだというきちとした基本方針を前面に出して僕はやっていただきたいというふうに思っています。

もしそれに対して村長のご意見あれば、お伺いしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 先ほど西海副長も言いましたけれども、今村民目線ということで、非常にそこは重視しておりますし、私は安村議員さんと同じ考えです。だから、村民がいかにかこの中で、関係人口多いですし、変な話ですけども、内閣府から国から評価されるのはそういうところです。ほかからたくさん来ていて、そしてそれが起爆剤になって、今スーパーシティ構想とか、国家戦略特区とか、スマート農業ありますよね、その部分含めて加速化、今のタクシーの無償のあれも全て熱中小学校から始まっています。その人材のつながりから、それは必ず村おこしにつながっております。

今安村さん言うとおりで。村民がその中で、これは私も一番最初から方針に出しておりますけれども、熱中小学校は村の活性化です。それを目指すということです。だから、今村民の中で生徒さんもいますけれども、その中で例えば村内の遠足というような形で農業体験とかいろんな部分、あるいはそこにかかわっているような商品開発であるとか、そういうコラボレーションが起きています。町なかのナイトですか、商工会の、地域おこし隊や商工会が中心となった部分についても、もちろんこれも出品していますし、そしてそこに今やっている、そういう、何ですか、ネオンではなくて何だっけ。

(「イルミネーション」の声あり)

○村 長 イルミネーションもしっかりとそこで手伝いに行ったり、村の行事に、もちろんビアガーデンの部分もそうですけれども、積極的に参加をして、村の人と積極的にかかわりながら、そして関係を持ちながら、その中で村の人たちと一緒にそういうものを起こしていくと。ただ、まだまだ不十分なところあります。それは私も率直に反省していますし、その部分はしっかりやっていかなければいけないと思います。でも、安村議員さんがおっしゃるとおり、関係人口だけとか、企業とか、そういうことだけではなくて、そこから派生した事業もありますけれども、一番の根本はやっぱり村の活性化につながるということです。そこは私は基本としては外さないようにしっかりと、認識同じでありますので、頑張っていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 関連の質問がある方。

2番、上田さん。

○2番上田議員 村長先ほど来から熱い気持ちを語っていらっしゃいます。それは私も認めるのですけれども、素直に今の例えばマルシェだとか、それからコーヒーショップ、そういった建物、あの建物で10年先、20年先を見据えたときにあれでいいのだというふうに思っていますか。例えば私の考え方なのですけれども、当初私もちょっと勘違いした部分もあったのですけれども、要するにマルシェというのは私は物産館的な、要するに更別の特産品を扱ったり、それからその他の部分で全国に発信していくのだという、そういう施設なのだろうということだと思っていたのですけれども、できあがってみたらあのような形態になっていて、前回も一般質問させていただきましたけれども、あの状態で使えるような状態だというふうにも認識しているとするならば、これは私はとんでもないことだと思うのです。

だから、安村議員の言っていることと同じなのかもしれませんが、やる以上は中途半端ではだめなのです。これは要するに生き残りをかけてやる事業ですから、熱中小学校自体のそっちの部分については、これはいろんな部分で今副長もおっしゃっていましたが、そういったことは多分そうだと思います。ただ、自立に向けてどうするのだということを最初から言いましたよね。先ほど企画政策課長も答弁していましたが、これから考えるのだではだめなのです。あくまでも今現時点であの部分、マルシェの部分

を物産館的にまだ拡大してやるのか、それともやれないのならやめてしまうのか、こういうところが問われていると思うのです。そこにいろんな生産者もいれば、住民の人方が今の、大型遊具ありますよね、そことの連携を図ってこういうふうにやりますよって最初から言っていたわけだから、そうなったときに今そういうことが活用されていますかといったら、私はされていないと思っているのです。環境整備も含めて、やっぱりやらなければならないときはやらなければならないのです。このままだとすれば、多分泥船になってしまうのかなど私は思っています。その辺についてちょっと教えてください。

○議 長 西山村長。

○村 長 今上田議員さんお話、ご指摘あったところも含めまして、この現状でいいのかということについては、そういう現状で本当に稼働していない部分もありますので、そこはそのままではいけないというふうなことを思っています。また、今いろんな業務の横展開もあって、その部分に集中できるようにまた地域おこし隊も投入させていただきたいというような話もありました。圧倒的にマンパワーが足りないということもありますし、いろんな部分で欠如しているところあります。

ただ、私としては、これ私個人のあれになって申しわけないですけども、グランピングとか、いろいろ受けてやっておりますよね、いよいよ町なかの人の動きをどういうふうにつくるのかということに、商店街の活性化等に向けて観光資源の外回りのところからどう人を動かすのかという話も今進んでおります。できれば上田議員さんおっしゃったように、私も今手をこまねているのではなくて、早くマルシェもその部分を稼働したいですし、そして大型遊具にあれだけ年間たくさんの人たちが来ています。もしあれが、太田議員が前にご指摘あったように冬の間何らかの形で稼働できれば、これはまた大きな流入の要因になります。ましてや、物産展も含めまして、いってみればこれはあくまでも構想ですけれども、マルシェの部分、熱中の部分、大型遊具の部分、駐車場、そして勤労者会館ありますけれども、耐震上若干古い基準で維持しておりますけれども、あの辺を含めて、例えば道の駅はありますけれども、まちの駅構想というもの、そういうものから出して、そこであそこに来ている、大型遊具にたくさん来ている人たち、熱中に通っている人たち、そして村民は今多少でありますけれども、野菜をあそこで販売をしたり、熱中食堂で販売したり、マルシェで販売したり、高校生も来ています。

そういうものを大きく捉えて、将来的な像を描きながら、いろんな方たちの、今グランピング、これは村民の代表の方たちとかいっぱい入ってやっていますけれども、そういう部分で将来を見据えて熱中を核にして、あるいはグランピングを核にして、大型遊具を核にして、その辺を結びつけて将来的にどういう展望を描くのかということがやっぱり重要になってくると思っていますし、私はその辺について各分野については指示をしていますつもりであります。ただ、今の段階ではそれは固まっておりませんが、少なからず早い時期に今の事業も継続しつつ、そういう形で村の活性化、あるいは村のにぎやかさを図るためにしっかりと計画をし、皆さん方に提示をしていきたいというふうに私自身の中で

は思っております。

以上であります。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 私もそのとおりだと思うのです。だから、私常に言っていることは、何事においても中途半端はだめなのです。やるかやらないか、やる以上はここまでやるのだという部分をしっかりとしなければ、言葉だけで言ってもやっぱり前へ進まないと思うのです。だから、先ほどもちょっと具体的な話ししましたけれども、今コンテナショップでコンテナでもってマルシェつくった。あのスペースでできますかといったときに、私は見た限りでは多分、多分でなくて絶対、絶対とは言い切れませんが、できないと思うのです。だから、極端に言えば、今村長が言ったように、町なかのそういった駅みみたいな形でやるということも一つの策です。ただ、言えることは、道の駅向こうにあります。だけれども、町村には2つでも3つでも必要だったらつくってもいいのですよ、その件に関しては。だから、第2の道の駅構想でもそれは構わないと思うのです。だから、私が言いたいのは、中途半端にするのではなくて、生き残りをかけてどういうものが必要なのだ、ここはもちろん計画の中身によりますけれども、大胆な発想でやっていただきたいなと私は日ごろから思っているものですから、その辺ちょっとつけ加えさせていただきます。

○議 長 西山村長。

○村 長 上田議員さんの今のご指摘、そしてご提案をしっかり受けとめながら取り組みを鋭意進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 今村長の大変前向きな考えを述べられた中で、私は今出ています地域おこし協力隊の原点の話をしたと思います。恐らく地域おこし協力隊というのは村の職員として採用されるわけですが、まず1点聞きたいのは、村の職員を、指定管理団体ですか、それに一応お手伝いというか、派遣というか、そういう形で出すと思うのですが、そのことに対して村の指定管理団体は熱中だけではありません。ほかにもあります、正直言って。また、これからもそういうのができるのかもしれない。これを行うということは、ほかの指定管理団体にも影響するし、これからの指定管理を受ける団体にも人を派遣することは影響すると思うのです。そういう重要な、はっきり言ってこれ指定管理団体の根幹に触れる問題です。今それを行おうという中において、ただ企画との執行部との打ち合わせだけで終わらず、庁内全体で大変な重要な方向転換にもなり得るような話をきちんと全体で討議したのか、まずそれをお伺いしたい。

○議 長 西海副村長。

○副 村 長 今回の協力隊員の派遣につきましては、あくまで熱中小学校の業務の中に本来村の業務が入り込んでいるということの整理でのみ考えておりました、ほかの業務でも何でも指定管理のところに村職員を派遣するといったような考えではございません。ただ、

仮にほかの指定管理の業務の中でこれは本来村がやるべきものがあるということがあれば、検討する余地はあるかと思いますが、今回はそこまでの検討はしておりません。

○議 長 ただいまの西海副村長の答弁の中で地域おこし隊を派遣という形の発言をされましたが、地域おこし隊を派遣という形では多分違うと思うのですけれども、その辺の定義みたいなものをきっちり言わないと、派遣って答えてしまうと非常にまずいと思います。

西海副村長。

○副 村 長 訂正させていただきます。

村で採用して、その施設で働いていただくことに訂正させていただきます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 熱中を念頭に置いてはわかるのですけれども、ほかの指定管理団体もそういうことは起きますよね、正直言って。そのようなことが起きるときに、産業課も関係ありますし、保健福祉課も関係あると思うのです。歯医者さんもそうですし、プラムカントリー、道の駅、全部そうですね。そういう部署ともこのようなことが起きることを想定してきちんとまず庁内で全体で話をしたのか、まずその1点。

もう一つは、将来的に起き得ることをきちんと考えてやっているのかが2点目。

これをやることによって指定管理団体の意味がなくなるのではないかというのが3点目の質問です。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時05分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

西海副村長。

○副 村 長 織田議員の質問に対してお答えします。

まず、庁内での議論ということなのですけれども、こちらにつきましては先ほど申し上げたとおりなのですけれども、あくまでこの地域創造複合施設についての議論でございまして、庁内的にはほかの指定管理施設について議論しているわけではございません。今回こういった議論が出てきたのは、先ほどから何度もお話しさせていただきますが、この地域創造複合施設の指定管理において派生的な業務が相当事業が非常に多いという、この事業の特殊性から派生的な業務が非常に多いということから出てきたものでございまして、したがってほかの施設には考えてはいないということでございます。

将来的なものにつきましてはですが、これも現状では考えておりませんが、例えば似たような状況、当初考えられなかったものが業務として加わっているようなことで、本来これは村がやるべきものだよねといったものが出てきた場合には検討する余地はあるかという

ふうなことは考えております。

最後に、指定管理団体の意味がなくなるといったお話ですが、これも先ほど来繰り返しのなるのですが、今回はほかの指定管理施設とは違って目的が多岐にわたることから、横展開が広がってきて、村の業務であるべきところをその役割分担が今までできていなかったという状況を鑑みて、今回そこを整理し直して村としてやるというふうに決めたものでございますので、全ての指定管理の施設においてこういったことで村のほうから何らかのというものではございませんので、その意味がなくなるといったような危惧は考えておりません。

以上でございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 今回これは特別だという言い方は、私はこれからに当たっては通用しないと思うのです。次から次出てきたら、今回は特別だと、あるいはこれはこういうことがあるから特別だと、これは私はだめだと思うのです。やはり条例がある以上は、きちんと条例にのっとってやるべきだと思います。今回、さっきの安村さんの質問にもダブる部分もあるのですが、事業がふえてきた云々って言いますけれども、事業計画等を出して、ちゃんと承認されているはずなのです。それで、途中でふえてきたら人をふやすとかというのは、そもそもこの事業内容を無視した内容で逆に言えば進んでいるのではないかと。もしきちんとやるのであれば、3月に、4月からですか、ちゃんと事業内容をきちんと上げてきた上で進めるべきだと思うので、途中でというか、必要だからという部分もあるかもしれないけれども、これをやっていくとこれから指定管理団体って何なのだというところに私はなるのではないかと危惧しております。

○議 長 暫時休憩します。

午後 2時06分 休憩

午後 2時20分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

西海副村長。

○副 村 長 織田議員の質問にお答えします。

今回補正に上げさせていただいております協力隊につきましては、企画政策課に配置するものであって、村がかかわっている事業をあくまでしていくということでございますから、村の責任において業務を遂行していくということでございます。場所こそ機構と連携して機構内でやるということ、こういうことも想定されますが、機構のために職員を配置するものではなく、あくまで村の業務を行うものというふうに考えております。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今のご説明いただいて、関連というよりも、ちょっと気になるのですけ

れども、今村の責任において企画政策課に協力隊の身分を置いてというお話ししましたが、先ほど派遣という言葉は訂正されましたけれども、基本的にこの手法について特別なのだという言葉は何度も先ほど、特別対応なのだ、特別対応なのだというお話をされましたけれども、基本的に指定管理の条項等のうちの条例も含めて一般的な指定管理に関する改正された要綱を読みますと、特別だとかなんとかという部分ははっきり言ってないわけです。それは、申しわけないですけれども、どういう形でご説明いただくかは別にしても、その言葉が残ってしまうと最終的に議論私は進まないと思う、申しわけないけれども。だから、基本的に村がやることはやるのだという形の体制の説明をしていただかなければ、僕らも納得する、しないでなくて、やっぱり前へ進まないし、今の説明、議論では問題あり過ぎると思いますけれども、その点もう一回内部で整理して、きちっとご回答いただきたいと思います。お願いします。

○議 長 特別の部分を訂正していただいて、地域おこし隊の役割とはどういうものか、その辺の定義の部分を伝えればいいのでないですか。

西海副村長。

○副 村 長 先ほど来特別な業務、今回は特別だから協力隊員をというような発言がありました。私としては今回のケースが特別だからと言ったつもりではなく、これまで派生的な業務がふえてきたものに対して今回の措置をということで考えてこれまで発言してきたものでございます。特別という意味ではございません。

以上です。

○議 長 特別視してきているわけではない。特別な規定とか決まり事を破ってまでの特別という意味ではないよと、そういう意味だそうです。

6番、安村さん。

○6番安村議員 今補足説明いただいたのですけれども、そこはやっぱり明確に区別して、言葉の流れとしての決して言葉尻をとっているわけではなくて、対応として前段に派遣があったりという言葉を使ってしまって、そしてなおかつ特別と言ったら、やっぱり一般論の一般の解釈論としてはそういうふうにとられてしまうのです。そこは、やっぱりきちっと線を引くのだったら線を引く、村が対応するのだという、最初からそういう説明を、太田議員が先ほど一番最初に申し上げたような説明をしてくれればいだけであって、それを今誤解を招くというよりも、我々が解釈しづらいような説明をされてしまっても仕方ないと思うのです。

それはそれとして、もう一回だけ確認だけさせてください。基本的には指定管理契約は、僕先ほど来言っているけれども、包括的に一括的に管理契約結んだのです。というのは、今事業が多くなりましたとかというお話をされたけれども、全く僕は尺度が違うと思う、正直な話。基本的には熱中機構があって、創造センターがあって、貸しオフィスがあって、いろんな部分で賃貸料もいただかなければならない、何かもしなければならぬ。全ての事業が一連の中での実施に向けて、上田議員も言ったけれども、マルシェも含めて、コー

ヒーショップも含めて、食堂も含めて、宿泊施設も含めて、お魚を利用した野菜づくりも含めて、遂行というか、それも含めて全てのものを含めた中で機構は計画を立てて実施できますよという形で受けているはずで、基本的には、きちっとそこは整理してください。整理しましょう。それで、今回においてのいろんな研究者、村も声かけたかもしれないけれども、いろんな部分バックアップ、補助事業や何かの部分もバックアップしたかもしれないけれども、基本的には、申しわけないけれども、やっぱり起業家、起こす起業家という部分が更別に魅力を持ってオフィスを構えたというのが、僕はそれが正論だと思うのです。何も屈折した解説する必要ないのです。

その中で、村としては直接的にはできないけれども、彼らはそれで賃貸料もらったりなんなりで、それでやるわけですから、だからそういう部分のものを全て込み込みの中の事業を展開するということが収支が賄えるという形だと思う。だから、受けていると思うのです。だから、今事業が多くなったとかなんとかって、何が多くなっているのか僕よくわかりません、今の説明では、事業多くなっている。当然多くなるというのは当たり前のことですよね。創造センター、熱中小学校を核とした貸しオフィスがたくさんある。そこにまず企業というか、研究も含めて呼び込まないと運営できないという計画になっているのです。それは、どの企業が来ようと。たまたま今回は、そういう部分でITだとかいろんな部分での企業が研究も含めてオフィスを借りて更別で実践してくれるという形になっていますよね。そのアフターフォローで何をやりたいという部分の経済効果でなくて、試験も含めた中での実施の中で村がバックアップできるものはしてあげる。それは、補助事業を持ってきたりなんなりして、村とのリンクも含めてというのは、それはわからないわけでもない。だけれども、そこはやっぱり一線の線引きしていかないと、村がやっている事業なのか、熱中機構が呼び込んできて、協議会ありますよね、今そういう部分での。村も絡んでいるというのはあるけれども、それは縦のラインというか、きちっと線引きをして、村は村としてこうする、機構は機構として研究者は研究してこういうという形のをきちっと、縦割りではないけれども、整理していかないと、今の説明も含めて何かあやふやというか、曖昧になっているというか、説明の仕方が本当にわかりづらい。

だから、やっぱりそれは最終的に今、しつこいですけれども、もとに戻りますけれども、最終的な答弁として、協力隊という部分を利活用しながら村の責任でやりますよという、最終的にはその答弁ですよね。僕はそれありきでの説明をしてもらうほうがベストであって、熱中機構がどうのこうのはもう僕いいと思うのですよ、それは。指定管理しているのだもの。口も出す必要ないし、何も出す必要ないのです。彼らはできるって言ったのだもの。できるという計画になっているのですから、ただその分で村がかかわりたい、村が村長が言っているように、ITも含めて、福祉バスも含めていろんな部分、村もかかわっていききたいという、それに対してやるのだというのだったら僕はある程度は納得できます。それだけです。

○議 長 地域おこし隊の業務と、その業務はもともと熱中の業務ではないというふう

にはっきり、その辺。この事業は村の事業で、地域おこし隊のちょっと勘違いしている部分、議員さん。だから、今言ったように、それは熱中の事業でしょうと、そこに補助するというような発言をしているので、それだと完全に違うことなので、そこはちゃんと説明して。

佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 私の説明が不十分でありましたら、大変申しわけございません。

冒頭太田議員のご質問がありましたけれども、基本的に熱中小学校事業から発生してきました数々のスマート農業関連であったり、スマート農業加速化事業であったり、スマート定住条件事業であったりというようなことで膨らんでまいりました事業については、村もかわり、村も主体的にやっており、また熱中もかわるといったような流れがありまして、それを安村議員おっしゃるように、ちゃんと村の事業、指定管理の事業ということで整理するということで冒頭お話しさせていただいたつもりでございます。

改めて申し上げますけれども、今回の村がやるべきスマート農業関連の事業、あるいはそれにかかわる事務、そういったものを、スマート農業の協議会の中心におりますサテライトオフィスで行っております東大の教授との関連もありますので、企画政策課で協力隊については採用しつつ、配置については地域創造複合施設で勤務をするというような形をとりたいというまず1点でございます。それについては、村の施設でございますので、全く問題あるということではございません。指定管理は指定管理の受託者として行うべきものを行うということでございます。

これまでそれによりまして熱中がかかわってきた部分、それを村がやるべきものとして捉えてやることによって、開拓機構がその分人員的にも時間的にも余力ができるといったようなところから、本来の施設管理、先ほどから話ありますけれども、マルシェであったりスタジオであったりといったような運営を充実させるということ目的としておりますので、ご理解いただければというふうに考えております。

以上です。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 確認です。今回の協力隊は、熱中機構の指定団体とは関係がないと。村も結構ほかの指定団体もありますので、そこは関係がないのだと。ただ、これは今説明された事業を企画政策課として行う職員であるという受けとめ方でいいでしょうか。

○議 長 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長 村の事務を担うということでございます。

以上です。

○議 長 ほかに関連でありますか。

(なしの声あり)

○議 長 なければ、その他質問がある方。ありませんか。

3番、小谷さん。

○3番小谷議員 14ページ、目1戸籍・住民基本台帳費の中の(1)ですけれども、これは先ほどご説明あったかと思えますけれども、マイナンバーカードのことだと思うのですが、出張で作成できるようにタブレット2台というお話があったかと思えます。マイナンバー制度のほうもたしか平成27年から4年が経過してございますけれども、9月の議会の際に質問させていただきまして、たしか枚数がマイナンバーカードのほう282枚とお話を伺ったかと存じますけれども、せっかくタブレットで役場まで出向かなくても作成ができるわけでありますので、この際いま一度カード作成のメリットですとか、それから利便性など、あわせましてお知らせをしながら枚数の増加とかを考えているかと思うのですけれども、目標の枚数などとかもあるのでしょうか。そういったところもお聞かせ願いたいと思えます。

○議 長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 今のことについてお答えいたします。

今の枚数をとりあえず申し上げます。現枚数は、12月8日現在ですけれども、315枚交付という形をしてございます。目標とする枚数というか、人ですけれども、3,175人分というのが目標ですので、今割り返しますと9.9%ということをございまして、全国平均いくかないかぐらいな今感じということで、今申し上げたとおり、タブレットを購入して、出張してでも多く取り入れるような形を、国からの要請もございまして、進めてまいりたいということで考えてございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 今のマイナンバーを出張で行うということなのですからけれども、現在タブレットがなくてもスマートフォンを持っている方であれば自分で顔写真撮って申請することもできるのですけれども、そういったことができない人のための出張ということだと思うのですけれども、そういったことで、スマートフォンをお持ちでない方のためのマイナンバー申請を促した今回の事業だということでもまずよろしいのかというのが1つと、あとそのために出張というけれども、村側から何かアクションを起こしてやるのか、それともただそういったタブレットを用意して、電話来るのを待っているのか、そういった事業の展開なども加えて教えていただければと思います。

○議 長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 今太田議員が申し上げたとおりで、スマートフォンの方は自分でできますので、その方でない方ということに関しての使用ということになります。また、相手からではなくて、これから来てからになりますけれども、タブレットが来てからこちらから事業所に投げかけて、相手の都合を聞きながらお伺いしてという形をとるといって進めようとしております。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 済みません、確認をさせてください。

先ほど給与の関係でご説明がございまして、一般職の関係でページ数にしますと総括で

詳細という形で27ページになるのですけれども、ちょっと気になっているのですけれども、下段の中ほどに職員の時間外勤務手当の関係の追加補正という形で載っております。当初の補正前が1,067万9,000円、補正後が補正して216万1,000円を加えてということで1,284万という形で、単純に申しわけございません、利率にすれば2割程度の時間外が増が発生しているということでございますけれども、この内容について、非常にこれから働き方改革も含めていろんな部分の課題を含んでいる中で、この時期に及んで20%強の時間外が発生しているということについてちょっと課題提起も含めて問題視したいと思っておりますので、その内容について少し説明を加えていただきたいと思います。

○議長 長 川上教育次長。

○教育次長 時間外の関係でございますが、主に教育費の時間外勤務手当の関係で今回の補正に至っているところでございます。こちらにつきましては、職員体制の突発的な変動や若手職員や異動して間もない職員が業務に時間を要するなどの場合により、時間外勤務が当初予算の見込みを上回っているような状況となっているところでございます。職員によっては長時間の時間外勤務が長期にわたり継続しているような実態もあることから、業務の取り組み方について見直しを図るため、職員との面談により問題意識を共有するとともに、職員間の業務の平準化を図り、今後の時間外勤務計画を作成しているところでございます。追加の補正予算の額につきましては、この計画に基づいて算出しているところでございます。今後も限られた人員で業務の目的を達成するため、また経費を最小限のものとするため、効率的、計画的に業務に取り組み、時間外勤務をできるだけ最小限のものにするよう、職員と意識を同じくして努力してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 申しわけございませんでした。教育委員会の関係でした。

今ご説明いただきましたけれども、ちょっと気になるのは、経験年数も含めてという形で、どちらかという経験則に基づいた中の業務の量だとかボリュームだとかなんとかという部分のその精査を図るという形の検討も含めたいという説明をいただきましたけれども、いずれにしてもそこはきちっと執行側として、勤務時間が偏っているという中で、本当にその職員が今の現有の職員の中で十分できるのか、あるいは本当に人が足りないのかという課題というのは絶対つきまとうと思うのです。両面性の両方から見て。ただ、どうしてもやらなければならない部分だって出てくる先生方っていらっしゃると思うのです。担任持ったりなんなりしたりを含めて。そうすると、それを平準化させるというためにはほかの先生方が手伝ってくれる、それは当たり前のことなのですけれども、本当に先生がそうやって協力体制で改善できるものなのか、潜在的にいつて人が足りないのか。そこは内部打ち合わせで済むものなのか、その点は僕らも不明確なので、その点の捉え方というか、本当に先生方で話し合いは解決できるものなのかという部分はもう少し丁寧に説明していただければありがたいのですけれども。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 今回の時間外勤務手当については、教育費において時間外勤務手当を追加いたしましたので、給与費明細書のとおりの内容になっているのですけれども、職員の健康管理の問題もありますし、業務を遂行するに当たってどれだけ経費をかけるかという問題もありますので、これはたまたま今回は教育費でありますけれども、これは全庁的にできるだけ少ない経費で業務の目的を達成しなければならないというふうに思っていますので、それは例えば質問の中にもありましたけれども、機構、組織のあり方にも影響してくる問題でもありますので、そういう体制で時間外勤務手当を減らせる部分があれば、そういうことに取り組んでまいりますし、日常的な業務の取り組み方としてできるだけ時間外勤務手当を少ない形で業務を行っていくという、そういう取り組みも進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 22ページです。項立てでは住宅費の中の説明欄で(2)の説明の中でコーポ春日の修繕ができなかったということで、ことし多分国に申請しているということで、それが却下になったから、ことしはやめましたという説明だったと思うのですけれども、どんなような形で申請をして、そしてまた来年度に向けて修繕期間、補助期間があると思うのですけれども、その辺も含めてどのような状況になっているのか、その点についてちょっと伺いたいと思います。

○議 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 ただいまの件ですけれども、今回のコーポ春日の1棟8戸の分の改修が予算の都合上できなかったということなのですけれども、こちらの事務的な話をさせてもらいますれば、去年の10月の時点で翌年度、ことしの分についての本要望というようなことで事業費の要望事務があります。それを受けて3月に内定されるということなのですけれども、その時点でコーポ春日の部分について該当しなかったと、要は事業を認められていなかったというよりは先送りされたような扱いかと思うのですけれども、そのような状況になっております。その後通常であれば、年明けてことしになりますけれども、9月に追加配分というか、そういうのも見込まれたものですから、当初予算計上のまま至っていたのですが、そちらのほうも先送りというような対応になったものですから、今回減額というようなことになっております。ただ、これは村で計画しております長寿命化計画に基づいた計画でありまして、この計画も来年、令和2年度で終わる計画になっておりますし、先ほど申したとおり、事業が認められていないわけではないというようなことで、新年度につきましては優先的に配分がされるだろうというような見通しが立っておりますので、改めて新年度予算計上して執行していきたいというようなことで考えております。

○議 長 1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 ページで9ページ、道の補助金の中の民生費道補助金、この中で権利擁

護人材育成事業費の補助金、この説明の際に事業が拡大してきたことに伴うという説明を受けておりますが、もともとふえる前の人材育成事業というのはおおむねどのような事業内容のものであったのかをまず知りたいと思っています。それ以降ふえてきたものというのはどういうものがあるのか、それを教えていただきたいと思っています。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 権利擁護人材のこの分ですけれども、今回ふえた分はあくまで補助金の調整率の増ということで、事業の増加というわけではございません。事業は同じですけれども、道からの配分の調整率が増加したということで、143万8,000円を計上しておりましたが、今回77万6,000円を追加させていただいたという経緯でございます。

以上です。

(「事業内容の説明もお願いします」の声あり)

○保健福祉課長 済みません、ちょっと調べさせていただきます。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩します。

午後 2時50分 休憩

午後 2時54分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 権利擁護人材の育成事業なのですけれども、中身としては人材の育成、擁護人材の支援体制の構築事業、あと研修等の経費ということになっております。

以上です。

○議 長 1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 今お答えいただいた中で、例えば支援体制の整備というのはどういう中身を想定しているのでしょうか、抽象的でわからないので、教えてください。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 権利擁護の人材を養成して、その人たちをさらに育てていくという形の事業を想定されております。現在この事業については社会福祉協議会のほうへ委託として、歳出のほうで成年後見制度の運営事業の委託ということで248万9,000円を社会福祉協議会のほうに出して委託しているということでございます。

○議 長 2番、上田さん。

○2番上田議員 7ページの農林水産使用料の中の牧場入牧使用料についてちょっと伺いたいですけれども、哺育施設ができて、来年度以降どうするのかという部分に関しては来年度の当初予算のときに教えていただきたいということで、きょうは省きますけれども、169万5,000円減額になったという、その内訳です。どのような形で、当初から比較して入牧頭数が単に減ったのか、それとも中身で減っていったのか、その辺の内訳がわかればち

よつと教えていただきたいなと思います。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 入牧使用料の減額でございますけれども、当初予算の要求時では、例年予算編成前に各畜産農家のほうに要望の取りまとめを行い、その数値をもとに当初予算を計上しているところでございますが、当初の取りまとめ段階では乳牛、和牛それぞれ合わせて232頭の預託ということで計画をしてございました。ことしの入牧時期になりまして実際に入牧された頭数が207頭ということで、25頭ほど減少して今年度運営をしてございます。その結果今回の減額というようなことになったところでございます。

以上です。

○議長 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 小さなことと言ったら怒られますけれども、16ページに敬老事業経費が56万余っています。余りました。ということは、簡単に言うと敬老会に出席する人数というか、お年寄りが少なかったと単純に考えていいのですか。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 敬老会に出席する人数がことしは前年度より30名程度減っているということで、今回落とさせていただいております。そのほかに、当初の見込みで例年と同じ数プラス新敬老の人という形で組んでおりますけれども、新敬老の方の参加も減っているということでございます。

以上です。

○議長 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 それは数字を見ればわかりますけれども、お年寄りがふえている中で敬老事業に参加をしていただけないという、その理由というか、それは何か把握しているのですか。

○議長 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 敬老事業だけではなくて、事業全般に言えることなのですが、参加者自体は実際減っているのと、あと実際にお聞きした話で、全員に聞いているわけではないのですが、お話の中ではやる場所が遠いという話。バスを出しているのですが、自分たちで行くにはちょっと遠いと、車の運転等ができないということもありまして、バスも3往復して福祉センターからこちらのほうにピストンをかけているのですが、市街地のある一定の方しか利用されていないということでございまして、来年度におきましてはいろいろな方法を考えていきたいなと思っております。バスの運行だけではなくて、今はバスしかないのですが、そのほか、あともう一つ、今回上更別からのまとまった参加というのなかったものですから、全体的に減ったということになっております。

○議長 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 結果として数字で上がって、言われることもそのとおりなのでしょうけ

れども、何も間違っていないのだけれども、そしたら係というか、課のほうでどうやったらお年寄りが楽しんでくれるというか、先輩方に、そういう発想を十分考えて出席率を高めるとかって考えるのが係だと思うのですけれども、まとまって来なかったから終わりです。その理由は、相談はしたって言っていますけれども、それは補正で言う話ではないのですけれども、うちの村長が熱中機構ですごく熱く語っていたから、ちょっと気になっていることがありますので、お年寄りにかこつけて言わせていただくと、例えば私団塊の世代ですから、2025年にこれがピークで、それから40年になると人口統計で3,000人切ると、さっき大きな議論していて、小さなこと言って申しわけないけれども、本当は補正でこういう話しするのは失礼だと思うのですけれども。

それで、若干村長が挨拶で言ったように、ことし恐らく140億を超えて、農家経済が。去年も村税、国税ふえて、何%もふえた。固定資産税については十何%もふえた。それで、自賄い、恐らく10月の役場がつくったあのグラフをじっくり見てみたのです。うちは負債よりも貯金のほうが多いのは事実ですから、若干でも。将来に向けて、今敬老会の話も出ましたけれども、お年寄りがふえる。もちろん僕らもそうです。迷惑かける段階。お医者さんのやつが今度2割上がるでしょう。消費税も上がるでしょう。だから、もうちょっと村政全体を考えてバランスを。うちたしか自賄い27%ぐらいだと思うのです。総務課が出したように。それで、交付金が20億入れて依存財源は恐らく77%ぐらいです。国借金しているって言いますが、この間財務省からもらってきたパンフレット見たら、借金はしていますけれども、国税ですから、67%とか70%用意できているのです。うちは脆弱なのだ。そこを間違っ、次の年度絶対ふえるのですから、お年寄りは。人口は減ります。何ぼ言ってみたって、これは更別だけでないけれども、だからその辺を全体を見て、ここで言う話ではないのはわかるのですけれども、次年度立案してほしいと思います。年寄りにかけて申しわけないですけれども。

○議 長 西山村長。

○村 長 松橋議員さんご指摘のとおりでありますけれども、おっしゃるとおりでございます。私この間も敬老会のときにもお話をさせていただきました。今までこの村を豊かな村にさせていただいたのは、やはり先達やお年寄りの皆さんのおかげであるし、その背中を見て子どもたちも育ってきたという。今移動手段の確保も含めまして、また介護費とか医療費が年金から、介護費用ですか、引かれて非常に大変だというような状況もお聞きしています。ぶっちゃけた話ですけれども、村長は子どもだけか、我々年寄りのことちゃんと考えているのかって本当にお話がありますし、村長室にもたくさん来ていらっしゃいます。

私は、高齢者本当に長生きしていただきたいですし、今100年時代でありますから、認知症とかいろんな対応とか、今回も認知症になりにくいまちから認知症になっても安心して暮らせるまちというふうな形で宣言を1月1日にさせていただきますけれども、お年寄りの方を本当に生きがいとか、趣味とか、お孫さんとか家族ぐるみで、そういうふうな形でしっかり安心してついの生活をできるように、またシルバーとかいろんなところでまだ待

っていらっしゃる方もたくさんいるのです。だから、そういう部分についてはやはり不足の部分がありますし、そこは計画的に施策を打って、そういう方たちが安心してこの村で暮らせるようにしっかり考えていかなければいけないと思いますし、また議員ご指摘のとおりしっかり施策に反映していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第77号 令和元年度更別村一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第78号

○議 長 日程第8、議案第78号 令和元年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第78号 令和元年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,804万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出5億5,883万5,000円とし、診療施設勘定の総額に歳入歳出それぞれ32万円を追加し、歳入歳出それぞれ3億2,135万9,000円とするものであります。

歳入歳出の予算の補正について説明いたします。初めに、人件費について説明をさせていただきます。診療施設勘定におきまして人事院勧告に基づく給与改定が実施されたことに伴い予算補正がありますが、給与明細書により説明をさせていただきたいというふうに思います。

15ページをお開きください。給料におきまして2万5,000円、職員手当で19万5,000円の増額となるものです。

16ページから17ページは給料及び職員手当の増減額の明細、補正後の給料及び職員手当等の内訳を記載してありますので、ご参照をお願いしたいというふうに思います。

それでは、事業勘定の歳出から説明を申し上げます。9ページをお開きください。款2保険給付費で1,804万3,000円を追加し、補正後の予算額を2億8,943万円とするものであります。

項1療養費、目1一般被保険者療養給付費で同じく1,200万円の追加であります。説明欄にまいりまして、(1)、一般被保険者療養給付費の節19負担金補助及び交付金の一般被保険者療養給付費で1件当たりの医療費が増加していることによるものであります。

続きまして、項2高額療養費において600万円を追加し、補正後の額を2,729万6,000円とするものであります。

目1一般被保険者高額療養費で同じく600万円の追加であります。説明欄(1)、一般被保険者高額療養費の節19負担金補助及び交付金の一般被保険者高額療養費を追加するものでありまして、一般被保険者療養費と同様の理由によるものであります。

項3移送費につきまして4万3,000円を追加し、補正後の額を4万5,000円とするものであります。

目1一般被保険者移送費で同じく4万3,000円の追加であります。説明欄にいきまして、(1)、一般被保険者移送費の節19負担金補助及び交付金の一般被保険者移送費で医師の指示による病院間の移送が発生したため、今回追加するものであります。

続いて、10ページをお開きください。款3国民健康保険事業費納付金は、補正額はありませんが、国保税の調定見込み額の確定によりまして財源振りかえを行っており、特定財源、一般財源の調整を行っておるものであります。

続いて、歳入にまいりたいと思います。7ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1国民健康保険税で1,213万8,000円を追加し、補正後の額を1億8,186万8,000円とするものであります。

項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税ということでありまして、中身ですけれども、1,213万8,000円の増でありますけれども、説明欄のほうにまいりまして、医療給付費分現年課税分で779万円、後期高齢者支援金分現年課税分で317万9,000円、介護納付金分現年課税分で116万9,000円を追加するものでありまして、それぞれ所得割の額が当初見込みを上回ったことによるものであります。

款3道支出金で633万9,000円を追加し、補正後の予算額を3億2,319万8,000円とするものであります。

項1道支出金、目1保険給付費等交付金で同額を追加しております。節1普通交付金は、保険給付費の100%の特定財源として北海道から交付されるため、歳出の款2保険給付費を追加したため、増額したものであります。節2特別交付金は、2号分特別交付金として北海道で独自交付金配分で確定しているもののみとしたことにより1,170万4,000円を減額しておるものであります。

続きまして、款5繰入金で43万4,000円を減額し、補正後の予算額を3,615万3,000円とするものであります。

項1他会計繰入金、次のページへいきまして、目1一般会計繰入金で同じく43万4,000円減額するものであります。説明欄にまいりまして、保険基盤安定繰入金保険税減税分は軽減対象世帯の減少により30万8,000円を減額するものであります。保険基盤安定繰入金保険者支援分は、軽減対象者の減少により12万6,000円を減額しておるところであります。

次に、診療施設勘定の説明をさせていただきます。歳出から説明を申し上げます。14ページをお開きください。款1総務費で32万円を追加し、補正後の予算額を2億4,560万5,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費も同額の増加でありまして、説明欄にまいりまして、(1)、総務管理経費で一般職の給料及び職員手当等を22万円、(2)で準職員賃金等で医療事務職員賃金を10万円、それぞれ追加しておりますが、それぞれ給与改定によるものであります。

続きまして、歳入の説明にまいります。13ページをお開きください。款5繰入金で32万円を追加し、補正後の予算額を1億3,743万8,000円とするものであります。

項1他会計繰入金で32万円を追加し、補正後の予算額は1億900万円とするものであります。

目1一般会計繰入金、同額でありますけれども、それぞれ一般病床分で18万4,000円、救急病床分で9万4,000円、その他運営補てん分で4万2,000円ということで追加をすることでありまして、運営補てんに分けてそれぞれの額を調整しているところであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第78号 令和元年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午後3時30分まで休憩いたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議案第79号

○議 長 日程第9、議案第79号 令和元年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第79号 令和元年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件であります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ131万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,649万3,000円とするものであります。

内容の説明であります。まず歳出から申し上げます。6ページをお開きください。款2後期高齢者医療広域連合納付金で131万7,000円を減額し、補正後の予算額を5,504万4,000円とするものであります。

項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金で同額であります。説明欄にいきまして、(1)、後期高齢者医療広域連合納付金におきまして療養給付費負担分で100万1,000円、事務費負担分で31万6,000円を減額するものでありまして、いずれも広域連合より示された金額を減額するものであります。

続いて、歳入にまいります。5ページをお開きいただきたいというふうに思います。款1後期高齢者医療保険料で145万4,000円を減額し、補正後の予算額を4,246万6,000円とするものであります。

目1特別徴収保険料では18万3,000円の減額でありまして、調定実績に基づいて減額をしているところであります。

目2普通徴収保険料で127万1,000円の減額であります。調定実績に基づき減額をしておりますけれども、要因として高齢者の所得が広域連合の当初見込みよりも低かったことによるものであります。

款2繰入金で10万円を追加し、補正後の予算額を1,373万6,000円とするものであります。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は同額の10万円を追加するものでありまして、説明欄、節1保険基盤安定繰入金は41万6,000円の追加でありまして、軽減対象者の増加により追加するものであります。節2その他一般会計繰入金は、後期高齢者医療広域連合への事務費の繰出金が減少したことにより31万6,000円を減額するものであります。

款3繰越金は、3万7,000円を追加し、補正後の予算額を3万8,000円とするものであり

ます。

項1繰越金、目1繰越金は、前年度の繰越金の確定によりまして3万7,000円を追加するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これですべての討論を終わります。

これから議案第79号 令和元年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第80号

○議 長 日程第10、議案第80号 令和元年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第80号 令和元年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,401万6,000円とするものであります。

続いて、内容の説明であります。歳出から申し上げます。7ページをお開きください。款1総務費で10万2,000円を追加し、補正後の予算額を651万9,000円とするものであります。

項3介護認定審査会費、目1認定調査費で同じく10万2,000円を追加するものであります。説明欄(1)、認定調査等経費の節12役務費の主治医の意見書取扱手数料が当初見込みより在宅の更新分、施設の新規分の件数の増加によるものであります。

続きまして、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費で87万円を減額し、補正後の予

算額を2億5,213万6,000円とするものであります。

目1介護サービス等諸費で同じく87万円を減額するものでありまして、内容につきましては説明欄1、介護サービス等諸費の節19負担金補助及び交付金で法定居宅サービス給付費の中の訪問介護、訪問入浴介護の給付費の減少によるものであります。

項3高額介護サービス費で87万円を追加し、補正後の予算額を820万円とするものであります。

目1高額介護サービス費で同じく87万円を追加するものでありまして、説明欄(1)、高額介護サービス費の節19負担金補助及び交付金において、8ページにまいります。高額介護サービス給付費の86万4,000円の追加は、給付件数の増加によるものであります。高額介護予防サービス給付費の6,000円は、給付見込みの件数の増加によるものであります。

続いて、款3地域支援事業費で70万5,000円を追加し、補正後の予算額を5,367万9,000円とするものであります。

項1介護予防・日常生活支援総合事業費におきまして33万6,000円を追加し、補正後の額を1,510万3,000円とするものであります。

目1介護予防・生活支援サービス事業費で同じく33万6,000円を追加するものでありまして、内容につきましては説明欄(1)、介護予防・生活支援サービス事業の節19負担金補助及び交付金において介護予防・生活支援サービス事業費で介護予防通所型サービスの1件当たりの給付費の増加によるものであります。

項2包括的支援事業・任意事業費におきまして36万9,000円を追加し、補正後の予算額を3,857万6,000円にするものでありまして、目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で同じく36万9,000円を追加し、内容につきましては説明欄(1)、準職員賃金等におきまして給与改定による勤勉手当率の改正等により、共済費で9万5,000円、賃金で27万4,000円を追加するものであります。

続きまして、歳入の説明を行います。5ページをお開きいただきたいというふうに思います。款3国庫支出金で40万5,000円を追加し、補正後の予算額を9,058万5,000円とするものであります。

項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)で16万1,000円を追加するものでありまして、歳出の款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費が増加したことにより、交付金を追加するものであります。

目3地域支援事業交付金(その他事業)は、14万1,000円を追加するもので、歳出の款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の準職員賃金等を追加したことにより、交付金を追加するものであります。

目4保険者機能強化推進交付金は、10万3,000円を追加するもので、交付内示額のとおり追加するものであります。

続きまして、款5道支出金で15万円を追加し、補正後の予算額を4,835万6,000円とする

ものであります。

項2道補助金、目1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で8万円を追加するものでありまして、歳出の款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費が増加したことにより、補助金を追加するものであります。

目2地域支援事業交付金（その他事業）で7万円の追加でありますけれども、歳出の款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の準職員賃金等を追加したことにより、補助金を追加するものであります。

款7にまいりまして、繰入金で25万2,000円を追加し、補正後の予算額を7,375万6,000円とするものであります。

6ページにまいります。項1一般会計繰入金、内容でありますけれども、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）におきまして8万円を追加するものでありまして、歳出の款3地域支援事業費、項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費が増加したことにより、村の持ち出し分の繰入金を追加するものであります。

続いて、目3地域支援事業繰入金（その他事業）で7万円を追加するもので、歳出の款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の準職員賃金等を追加したことにより、繰入金を追加するものであります。

続きまして、目5その他一般会計繰入金の10万2,000円の追加は、主治医の意見書取扱手数料の増加に伴う繰入金の追加であります。

以上、ご提案を申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第80号 令和元年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第81号

○議長 日程第11、議案第81号 令和元年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第81号 令和元年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の件であります。

1ページ目をお開きいただきたいというふうに思います。第1条に総則、第2条では今回補正する収益的収支を定めております。

支出の部におきましては、営業費用で3万6,000円を追加し、1億3,321万4,000円とするものであります。こちらは、主に給与改定による給与費を増額計上としております。

続きまして、第3条では流用できない費用として給与費を定めており、3万6,000円を追加し、1,831万9,000円とするものであります。こちらも主に給与改定による給与費の増額計上としております。

また、3ページ以降につきましては、予算説明として簡易水道事業特別会計にて計上しております2名の給与費を掲載しております。一般会計職員と同じ基準で計上しております。

その他の事項につきましては、お目通しをよろしく願います。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしく願います。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 これで討論を終わります。

これから議案第81号 令和元年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第82号

○議長 長 次に、日程第12、議案第82号 令和元年度更別村公共下水道事業特別会計補

正予算（第4号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第82号 令和元年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件であります。

1 ページ目をお開きください。第1条に総則、第2条では今回補正する収益的収支を定めております。

支出の部ですが、営業費用で3万7,000円を減額し、1億7,869万6,000円とするものであります。こちらは、給与改定による給与費の増額と諸手当の減額を計上しております。

続きまして、第3条では流用できない費用として給与費を定めており、3万7,000円を減額し、670万8,000円とするものであります。こちらにも給与改定などによる給与費を減額計上しております。

また、3ページ以降につきましては、予算説明として公共下水道事業特別会計にて計上する1名の給与費を記載しております。一般会計職員と同じ基準で計上しております。

その他の事項につきましては、お目通しをお願いするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第82号 令和元年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、12月14日から12月15日までの2日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、12月14日から12月15日までの2日間、休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 3時50分散会)